

## 通勤災害と認められますか

Q 私の会社ではバイクでの通勤を禁止していますが、実は私は、自宅から最寄の駅までが遠いので会社に内緒でバイク通勤をしています。勝手な話かも知れませんが、もしも、私がいつものようにバイクで会社に向かう途中に、うっかり運転を誤り転んで大けがをしてしまったとしたら、そのけがは通勤災害として認められるのでしょうか。

A 通勤災害と認められる通勤は、次のように定義されています。

- ① 労働者が就業に関し、住居と就業の場所との間（就業の場所から他の就業の場所への移動及び労働者がやむを得ず家族と別居している場合の赴任先と帰省先の住居間の移動を含む）を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くもの
- ② 労働者が、往復の経路を逸脱し、又は往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の往復は、通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、「日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合」(\*)は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない

したがって、逸脱・中断等通勤起因性を否定する特別な事情がない限り、この間の負傷等は通勤災害として認められます。ここでいう「合理的な経路及び方法」のうち合理的な方法については、次の場合が一般的に該当するとされています。

- イ 鉄道、バス等の公共交通機関を利用する場合
- ロ 自動車、自転車等を本来の用法に従って使用する場合
- ハ 徒歩の場合

これらの通常用いられる交通手段は、労働者が普段用いているか否かにかかわらず、また、会社で禁止しているか否かにかかわらず、原則として合理的な方法とされています。つまり、ご質問の例でいうと、会社でバイク通勤を禁止されている場合であっても、バイクを本来の用法に従って使用する限りは、合理的な方法であるといえるのです。

したがって、ご質問者の通勤方法は合理的なものであり、合理的な経路をとっていること等他の要件を満たす限り、通勤途上の事故による負傷は通勤災害として認められます。

(\*) 具体的には、①帰途で惣菜等を購入する場合②独身者が食堂に食事に立ち寄る場合③クリーニング店に立ち寄る場合④理・美容のため理髪店又は美容院に立ち寄る行為等がこれに該当します。

Q なるほどありがとうございます。ところが問題はまだまだあります。私は免許の更新を怠っており、実は現在無免許状態です。それでも通勤災害と認められますか。

A 原則として、無免許での自動車等の運転は法令に違反し、合理的な方法であるとは認められません。しかし、同じ無免許運転でも、一度も免許を取得したことがない者の運転と、単なる更新忘れて無免許状態になっている者の運転とを同列に論じることはできないでしょう。この点について次のような行政通達があります。「免許を一度も取得したことがないような者が自動車を運転する場合、自動車・自転車等を泥酔して運転するような場合には合理的な方法と認められないこととなる。なお、軽い飲酒運転の場合、単なる免許不携帯・免許証更新忘れによる無免許の場合等は、必ずしも、合理性を欠くものとして取り扱う必要はないが、この場合において、諸般の事情を勘案し、給付の支給制限が行われることがあることは当然である」（昭48・11・22基発第105号）とされています。

したがって、ご質問者の場合、他の要件を満たす限り、通勤途上の事故による負傷は通勤災害として認められると考えられます。